

○名寄市立大学教員の定年に関する規程

平成 22 年 2 月 23 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の定年に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 本学の教員の定年は、満 65 歳とする。ただし、特別の事由がある場合は、教授会の議を経て理由を付して市長に内申し、退職の時期を延長することができる。

第 3 条 定年に達した者の退職の時期は、定年に達した日以降における最初の 3 月 31 日とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名寄市立大学短期大学部教員の定年に関する規程（昭和 44 年 3 月 9 日）及び名寄市立大学教員の定年に関する規程（平成 18 年 7 月 5 日）は廃止する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。